



令和5年度（第2期）

「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金」の事業申請の募集について

令和5年度（第2期）「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金」の募集について下記のとおり開始します。

記

1 対象事業

浜松市中山間地域振興計画の対象地域内で実施する同計画の重点方針・施策に合致する公益性の高い事業

- ・人の流れをつくる事業
- ・地域を元気にする事業
- ・産業の力で地域を潤す事業
- ・地域をプロモーションする事業
- ・暮らしを守る事業

2 申請期間

| 事業開始日 | 書類提出期間 | 一部書類提出期限 |
|-------------|--------------------------------|--------------|
| 令和6年4月1日(月) | 令和5年11月1日(水)～ 令和5年12月25日(月) | 令和5年12月1日(金) |

3 応募資格

(1) 中山間地域活動団体

以下のア～ウいずれかに該当する団体

| |
|---|
| ア 中山間地域に主たる事務所がある NPO 法人であり、代表者又は社員の半数以上が中山間地域に住所を有している団体 |
| イ 市内の中山間地域外に主たる事務所がある NPO 法人 |
| ウ 学校教育法第1条に規定する大学 |

※上記イ、ウについては、上記アの NPO 法人、中山間地域の自治会、又は中山間地域を活動区域とする団体と、中山間地域の課題の解決に資する活動の連携協定を結ぶ必要があります。

(2) 地域運営団体

上記(1)アに該当する中山間地域活動団体であって、主な活動地域内の住民の概ね4分の1が会員となっている団体。

4 事業期間・交付金額

| 区分 | 事業期間 | 交付限度額 |
|-----------|----------|---------|
| 中山間地域活動団体 | 2年以上4年以下 | 1,000万円 |
| 地域運営団体 | 3年以上6年以下 | 5,000万円 |

※制度については別紙『浜松市中山間地域まちづくり事業交付金』、申請方法等については『令和5年度浜松市中山間地域まちづくり事業交付金募集要領』をご覧ください。

